

令和 8 年度自動車税（種別割）納税通知書送付用封筒広告掲載業務実施要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、自動車税（種別割）納税通知書送付用封筒の裏面に掲載する広告（以下「納税通知書送付用封筒広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告の掲載）

第 2 条 県は、自動車税（種別割）納税通知書送付用封筒の裏面に広告枠を設け、広告を募ることとする。

2 広告枠は 1 枠とし、縦 6.0cm×横 11.0cm とする。

3 第 1 項の納税通知書送付用封筒は、毎年 4 月 1 日現在の自動車税（種別割）の納税義務者に対し、5 月 1 日から 5 月 31 日までを納期とし課税する場合又は返戻納税通知書を再送達する場合に使用するものとする。

ただし、口座振替分、大口納税者分及び一括納付分等に係る納税通知書については、使用の対象外とする。

（広告内容の制限）

第 3 条 納税通知書送付用封筒広告は、公共性、品位及び税務行政への信頼を損なうおそれのないものとし、富山県企業広告等掲載業務実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 4 条第 1 項及び富山県企業広告等掲載基準に定めるもののほか、次に掲げるものについては掲載しないものとする。

(1) 割引や引き換えのクーポン券や商品等の金額を表示するもの

(2) その他自動車税（種別割）納税通知書送付用封筒広告として適当でないと知事が認めるもの

（広告掲載料）

第 4 条 納税通知書送付用封筒広告に係る広告掲載料の募集最低価格は、20 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

2 納税通知書送付用封筒広告のデザイン原稿（以下「広告デザイン」という。）の作成に要する費用は、広告主の負担とし、印刷、発送等に要する費用は県の負担とする。

（広告掲載の募集方法）

第 5 条 広告は、県ホームページ等により広告主を対象として募集するものとする。

（広告の申込み）

第 6 条 納税通知書送付用封筒広告に掲載を希望する広告主は、毎年度知事が定める日までに、自動車税（種別割）納税通知書送付用封筒広告掲載申込書（別記第 1 号様式）を知事に提出するものとする。

（広告主の選定）

第 7 条 知事は、広告主のうち、広告掲載申込書に記載した申込額が最も高い者を広告主として選定する。

2 申込額として最高額を提示した広告主が 2 者以上のときは、当該希望者に限って申込額の修正を求め、再度、広告掲載申込書を徴して選定する。

3 知事は、広告主を選定したときは、広告主決定通知書（別記第 2 号様式）により通知す

る。

(広告デザインの承認)

第8条 広告主は、別途知事が定める日までに広告デザインを知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 広告主は、広告デザインの中に、広告主の名称及び連絡先を明確に表示しなければならない。

(広告デザインの審査)

第9条 知事は、広告主から提出された広告デザインが、第3条に抵触するかを審査することが必要な場合、実施要綱に規定する富山県広告活用審査会を開催し、審査する。

2 知事は審査結果について、広告内容承認（不承認）通知書（別記第3号様式）により、広告主に通知する。

(広告掲載料の請求)

第10条 知事は、広告内容承認後速やかに納入通知書を送付し、広告掲載料を請求するものとする。

(広告掲載者の責務)

第11条 広告掲載者は、広告及び広告内にホームページアドレス等を記載した場合には、そのホームページ等の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利侵害、不利益を与える行為、その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第12条 この要領に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、県と広告掲載者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第13条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、富山地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、納税通知書送付用封筒広告に関し必要な事項は、別に定めることとする。

附 則

この要領は、令和7年11月6日から施行する。